

## 審査メモについての回答

平成 25 年 11 月 8 日  
総務省統計局  
統計調査部消費統計課

### 1 全国消費実態調査の変更について

#### (1) 基本原則（資料 4 - 2 参照。）

##### ① 基本的な考え方

全国消費実態調査は、全国の世帯を対象として、家計の収入及び支出、住宅と宅地の所有状況、主要耐久消費財の所有数量、貯蓄・負債現在高等を調査し、家計の構造を「所得」、「消費」及び「資産」の 3 つの側面から総合的に把握することを基本とする。

また、調査の実施に当たっては、家計構造の実態を種々の角度から分析するために、各種世帯属性も把握する。さらに、世帯員ごとの個人的な収入（こづかい）及び支出を調査し、世帯単位の家計簿のみでは把握することが難しい詳細な消費構造及び個計化の状況も把握する。

平成 26 年調査においては、以下の 4 つの観点から、見直しを行う。

- a. 近年の課題及び新たなニーズを踏まえて、「介護・育児と所得・消費の関係」及び「自然災害による被災と資産・消費の関係」を把握 <該当調査票：世帯票>
- b. 公的統計の整備に関する基本計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）で求められている課題を踏まえて、「エネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係」等を把握 <該当調査票：世帯票，耐久財等調査票>
- c. 前回調査（平成 21 年）における統計委員会諮問第 11 号の答申（平成 21 年 1 月 19 日付け府統委第 5 号）における「今後の課題」への対応 <該当調査票：世帯票>
- d. 耐久財品目の見直し，記入者負担の軽減，結果精度の向上等 <該当調査票：世帯票，耐久財等調査票，家計簿 A，B，C，年収・貯蓄等調査票，個人収支簿>

（論点）

- a 平成 26 年度調査における 4 つの見直しの観点は、それぞれ、どのような考え方、根拠等に基づくものか。

<回答>

[a. について]

少子高齢化が進展している情勢を踏まえ、政府において、持続可能な社会保障の実現に向けた介護に関する政策や、少子化対策として育児休業延長や育児休業給付の増額が検討されていることから、介護・育児と所得・消費の関係を精緻に捉える必要がある。

また、最近は大規模な自然災害の発生が多くなっており、公的統計は、大規模災害等の発生後の復興状況を評価する際のデータとしても活用されるなど、重要な役割を担っている。このことを踏まえ、自然災害という外的な要因が、被災した世帯の家計（所得、消費及び資産）へ与えた影響について把握する必要がある。

[b. について]

基本計画で求められている課題については、別紙1参照。

[c. について]

前回調査の統計委員会答申の課題については、「2 前回（平成21年）答申等における今後の課題への対応」において別途説明。

[d. について]

「耐久財品目」については、最近時点の価格、耐用年数、普及率、消費行動との関係における必要性を総合的に判断し、状況をより詳細かつ的確に把握するとともに、記入者負担の軽減に資するため見直したものである。なお、「耐久財品目」の見直しについては、「② 調査事項」の「ウ 資産 ② 実物資産 イ 主要耐久消費財」において別途説明。

「記入者負担の軽減」については、調査対象世帯の協力を得られやすくするとともに、調査実施者の負担軽減を図るものである。

「結果精度の向上」については、社会の情報基盤である統計結果の正確性の確保を図る観点から行うものである。

## ② 調査事項

### イ 消費（支出）

- ① 「家計簿A」及び「家計簿B」を用い、世帯の支出について、「現金支出」、「口座自動振替による支払」及び「クレジットカード等による支払」ごとに、品名、用途及び金額を調査する。
- なお、「口座自動振替による支払」については、精度向上及び記入者負担軽減の観点から、毎月支出があると見込まれる品名を、家計簿にあらかじめ印刷（プレプリント）する。＜該当調査票＞ **家計簿A, B**
- ② 「家計簿B」を用い、購入した全ての品目について、それらの購入地域及び購入先の店舗形態等も調査する。ただし、購入地域については、通信販売などで購入した品目を除外する。
- また、購入先の店舗形態等については、サービス料などの支出を除外する。
- ③ 「家計簿C」を用い、「世帯員へのこづかい」と家計簿記入者が把握した「世帯員の個人的な支出」を調査する。
- また、「個人収支簿」を用いて、「世帯員の個人的な支出」を調査する。ただし、調査の対象となる世帯員は、18歳以上とする。

(論点)

a 「家計簿（A, B）」において調査する「口座自動振替による支払」について、家計簿にあらかじめ印刷（プレプリント）する品名は十分か。

＜回答＞

「口座自動振替による支払」欄については、家計簿への記入漏れを防ぐために、前回調査の記入状況や社会経済情勢を踏まえて選定した品目数分（平成21年調査では29品目）について、あらかじめ調査票に印刷（プレプリント）している。今回調査では、従

来の 29 品目に加え，保育所及び幼稚園の児童数がそれぞれ約 220 万人，160 万人おり，これらの児童のいる世帯と収支の関係を詳細に把握する観点から，「保育所の保育料」と「幼稚園の保育料」の 2 品目を新たに追加する。これにより，保育所・幼稚園児童がいる世帯の家計簿への記入漏れを防ぐことが可能となる。

## ウ 資産

### ① 金融資産等

#### ア 金融資産

「年収・貯蓄等調査票」を用い，貯蓄現在高及び借入金残高について，種類別に有無及び金額を調査する。＜該当調査票：年収・貯蓄等調査票＞

#### イ 会員権

「耐久財等調査票」を用い，会員権（ゴルフ，スポーツ・レジャークラブ，リゾートクラブ等の会員権で購入価格が 5 万円以上のもの）の所有数及び購入価格を調査する。＜該当調査票：耐久財等調査票＞

### ② 実物資産

#### ア 住宅・宅地資産

「世帯票」を用い，現住居等（現在住んでいる住居及び土地）及びその他の住宅・宅地について調査する。ただし，純資産額の算出のみに用いている「建築時期」等については，推計上必要な範囲に区分して調査する。＜該当調査票：世帯票＞

#### イ 主要耐久消費財

「耐久財等調査票」を用い，家具・電気製品等，自動車などの耐久消費財を調査する。調査品目については，次にあげる選定基準に基づいて，見直しを行う。ただし，純資産額の算出のみに用いている「取得時期」等については，推計上必要な範囲に区分して調査する。

また，自動車などの耐久消費財については，エネルギー消費との関係把握の観点からも，区分，名称等の見直しを行う。

[選定基準]

- (ア) 資産としての価値を計るため，最近時点の価格が安価ではないもの。
- (イ) 純資産額を推計するため，耐用年数が短期間でないもの（目安として，財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の耐用年数が 5 年以上。）。
- (ウ) 相当程度の普及率を有するもの（目安として，前回調査時に 50%以上。）。
- (エ) 上記(ア)～(ウ)を満たしていない場合でも，現在の消費行動を分析する上で把握する必要性が高いものや，将来の消費分析のために調査時点での状況を把握しておく必要性が高いもの。

＜該当調査票：耐久財等調査票，世帯票＞

(論点)

- a 「年収・貯蓄等調査票」は，「貯蓄現在高及び借入金残高」を把握するために，適当な設計となっているか。

<回答>

「貯蓄現在高及び借入金残高」欄は、貯蓄及び借入金の種類別の金額をそれぞれ把握するものである。

前回調査において、「貯蓄現在高及び借入金残高」欄に記入のない世帯が多くなっており、「0円」なのか「記入漏れ」なのか判断が困難になってきている。そのため、今回調査では、新たに「貯蓄現在高の有無」及び「借入金残高の有無」欄を追加する。これにより、「貯蓄現在高及び借入金残高」が「0円」なのか、「記入漏れ」なのかを判別することが可能となる。

また、貯蓄現在高の「合計」金額の記入欄は、従来5桁としていたが、前回調査において6桁の世帯が存在したことから、今回調査では6桁に変更することにより、貯蓄現在高の合計金額をより精緻に把握することが可能となる。

なお、「外国株式」の調査票へ文言を追加することとしており、これについては、「2前回（平成21年）答申等における今後の課題への対応」において別途説明。

(論点)

b 「耐久財等調査票」で把握する会員権の内容及び把握方法は妥当か。

<回答>

「会員権」については、一般的な預貯金などの金融資産とは異なることから、従来、「耐久財等調査票」で把握しているものである。また、「ゴルフ会員権」、「ゴルフ会員権以外のスポーツ・レジャークラブ会員権」、「リゾートクラブ会員権」で購入価格が5万円以上のものの所有数及び購入価格を記入するものである。

平成21年調査（総世帯）における会員権を有する世帯をみると、その世帯の割合が約4%と小さく、それらを区分して調査する必要性が低いため、記入者負担の軽減を図る観点から、今回調査では、「ゴルフ会員権」、「ゴルフ会員権以外のスポーツ・レジャークラブ会員権」及び「リゾートクラブ会員権」を統合する。

(論点)

c 「世帯票」で把握する現住居等の「建築時期」等について、調査対象とする「推計上必要な範囲」とはいかなるものか。

<回答>

「住居の建築時期」及び「現住居の建築時期」欄については、記入された建築時期を基に、経過年数に応じた残価率を算出し、もって純資産額を推計しているものである。

従来、50年以上経過した住居については、残価率を一定となるように計算しているため、今回調査では、建築時期の範囲を「昭和35年以前」から「昭和40年以前（1965年以前）」に変更する。

(論点)

d 「耐久財等調査票」の選定基準について、最近時点の価格が安価でないものは、どのように判断するのか。また、相当程度の普及率を有するものの目安を、前回調査時に50%以上の普及率とする理由は何か。さらに、選定基準の(エ)については、どのように判断するのか。

<回答>

「耐久財品目」については、最近時点の価格、耐用年数、普及率、消費行動との関係

における必要性を総合的に判断して選定している。

そのため、「最近時点の価格が安価ではないもの」は、価格が安価で、実物資産としての価値を有さないものを除外するための判断基準である。

また、「相当程度の普及率を有するもの」の目安を、前回調査時に50%以上の普及率とする理由は、広く一般に行き渡っていると言えるためには、少なくとも半数以上が所有していることが必要と考えるためである。これは、半数以上の者が「その他の耐久財」欄に自由記入することは記入者負担となるため、あらかじめ調査品目として選定するものである。

なお、「上記(1)～(3)を満たしていない場合でも、現在の消費行動を見る上で把握する必要性が高いものや、今後の調査のために26年時点での状況を把握しておく必要性が高いもの」とは、タブレット端末やスマートフォンなど「価格が低くても現在の消費行動を見る上で把握する必要性が高いもの」や「現時点で普及率が低くても将来的に普及が見込まれるため、26年時点での状況を把握しておく必要性が高いもの」で判断する。

(論点)

e 「耐久財等調査票」で把握する自動車等の「取得時期」等について、調査対象とする「推計上必要な範囲」の区分とはいかなるものか。

<回答>

「取得時期」，「初度登録年」欄については、記入された取得年を基に、自動車及び自動二輪車の耐用年数に応じた残存価格（減価償却後の価格）を算出し、もって純資産額を算出しているものである。

今回調査では、平成元年（1989年）以前に取得した自動車及び自動二輪車の残存価格が0円となり、純資産の計算が不要となるため、対象となる範囲を平成元年以降に変更する。

(論点)

f 「耐久財等調査票」で把握する自動車等について、エネルギー消費との関係把握の観点から行う区分、名称等の見直しは、どのような内容及び理由により行われるものか。

<回答>

「自動車」欄については、従来、「ガソリン車・ディーゼル車」と「ハイブリッド・電気自動車」の別を把握しているものである。

今回調査では、ハイブリッド車及び電気自動車の普及が急速に進んでいること、並びに基本計画において、エネルギー消費の実態と耐久財の保有関係を把握できる統計の作成が指摘されていることから、前回統合されていた「ハイブリッド車」と「電気自動車」を分けて把握する。

## エ 世帯属性

「世帯票」を用い、「全世帯員に共通する事項」、「3か月以上不在の家族に関する事項」、「子供（同居以外も含む。）に関する事項」及び「世帯の形態」等について、「所得」、「消費」及び「資産」との関係把握のため、特に重要な世帯属性を調査する。

調査事項及び選択肢については、社会・経済状況の変化、世帯の多様化、行政ニーズ等を踏まえたものとするが、他の調査事項等と当該調査事項等との重要性を比較衡量した上で、記入者負担の増加とならないよう配慮する。＜該当調査票：世帯票＞

(論点)

- a 調査事項及び選択肢の設定に際して考慮する「社会・経済状況の変化」、「世帯の多様化」及び「行政ニーズ等」とは、具体的にどのようなものか。

<回答>

「社会・経済情勢の変化」については、近年の少子高齢化の進展や、東日本大震災を始めとする大規模な自然災害の発生などが挙げられる。

「世帯の多様化」については、単身世帯や子供のいない世帯の増加、「標準世帯」（両親と子供2人の世帯）の減少などが挙げられる。

「行政ニーズ」については、国土交通省から、家賃算定基礎額の算出に利用するために「住居への入居時期」の把握について、また、資源エネルギー庁から、高効率給湯器等の保有状況を把握するために「省エネルギー設備の有無」の把握について要望があったところである。

(論点)

- b 上記 a に基づき、「特に重要な世帯属性」として、どのような変更が予定されているか。

<回答>

「特に重要な世帯属性」として、社会・経済状況の変化、世帯の多様化、行政ニーズ等を踏まえ、調査事項の「育児休業の取得の有無」、「介護の状況」、「被災に関する事項」及び「設備の有無」などを新設する。

(論点)

- c 「他の調査事項等と当該調査事項等との重要性を比較衡量した上で、記入者負担の増加とならないよう配慮する。」とは、具体的にどのようなことか。

<回答>

調査票の企画設計に当たり、総務省統計局において、平成26年全国消費実態調査の実施に向けて、有識者及び地方公共団体を交えた研究会を開催した。そこでは、新たな調査事項の追加について議論があったが、調査票のスペースの制限もあるため、当該調査事項と他の調査事項と比較を行い、優先順位の高いもの（8項目、改正一覧1頁参照）を採用するとともに、記入者負担軽減の観点から、優先順位の低い調査事項（3項目、改正一覧2頁参照）について削除を行った。

### ③ その他

#### ア 調査票様式

記入者負担の軽減及び精度向上を図るため、調査票のサイズ、文字の大きさ、調査事項の配置、文言表現等を見直す。

また、他調査における同様・類似の調査事項については、選択肢の区分、名称、配列等の整合を図る。＜該当調査票：世帯票、耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票、

## 家計簿 A, B, C, 個人収支簿>

(論点)

- a 調査票のサイズ、文字の大きさ、調査事項の配置、文言表現等について、記入者負担の軽減及び精度向上を図るために、どのような考え方により見直しを行う予定か。

<回答>

「調査票のサイズ、文字の大きさ」については、世帯票のサイズをA4判からA3判に変更するとともに、文字を前回調査よりも大きくする。

「調査事項の配置」については、調査票に矢印を設けるなど、記入の流れがわかるようにする。

「文言表現」については、「外貨預金・外債」を「外貨預金・外債・外国株式」に変更することで、外国株式を含む金額を的確に把握する。これについては、「2 前回(平成21年)答申等における今後の課題への対応」において別途説明。

その他には、従来は、世帯票の調査票のサイズが小さいために設問に関する注意書きが少なかったが、サイズを大きくすることで注意書きを追加する。

(論点)

- b 選択肢の区分、名称、配列等について、具体的に、どのような他調査の同様・類似の調査事項と整合を図ることを想定しているか。

<回答>

世帯票の「子の住んでいる場所」について、平成25年住宅・土地統計調査の調査事項である「子の住んでいる場所」と同一の選択肢とする。

世帯票の「在学の学校の種類」の「専修学校」という区分について、平成24年就業構造基本調査の調査事項である「学校区分」で用いている「専門学校」という名称に変更することで整合を図る。

## イ 調査方法

報告者が、紙媒体の調査票を調査員に提出する方法と、電子調査票によりオンラインで回答する方法のいずれかを選択できる方式とする。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)において、統計データについては、オンライン調査の徹底について推進を図るとされていることを踏まえ、記入者負担軽減や審査事務効率化の観点から、オンライン調査の利便性を高め、オンラインでの回答拡充を図る。

(論点)

- a 電子調査票によりオンラインで回答する方法は、どのような方法で行われるか。

<回答>

オンラインで回答するシステムは、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づき構築された「政府統計共同利用システム」を使用する。(前回の21年調査では、現行のシステムとは異なる旧システムを使用している。)

甲調査の調査票を対象とし、家計簿についてはExcelファイル形式(前回同様)、その他の調査票についてはHTMLファイル形式(前回はPDFファイル形式)で回答すること

を予定している。

(論点)

b 「オンライン調査の利便性を高め、オンラインでの回答拡充を図る」ための措置は、  
妥当なものとなっているか。

<回答>

具体的には、調査世帯に配布するリーフレットにオンライン回答が可能な旨周知すること、調査員が世帯と面接したときにオンライン回答を推奨すること、オンライン調査操作ガイドの説明文を分かりやすくすることで、世帯が回答しやすいように工夫することを想定している。

(論点)

c オンライン回答率は、どの程度とすることを目標としているか。

<回答>

約10%（前回調査実績の約2倍）を目標としている。

## (2) 今回調査事項の変更（資料4-3参照。）

(共通論点)

a 下記の各調査事項及び選択肢の変更について、変更理由は基本原則に沿ったものとなっているか。

<回答>

改正一覧参照。

### ① 調査事項に係る変更

#### ア 変更事項1（新設）<該当調査票：世帯票>

世帯票について、「配偶者の有無」等の調査事項を新たに追加するとともに、「設備の有無」については、耐久財等調査票から一部の品目を移動する。

(改正一覧1頁参照)

#### イ 変更事項2（詳細化・整理統合）<該当調査票：耐久財等調査票>

耐久財等調査票で把握する耐久財品目について、対象品目の一部見直し（「LED照明器具等」の追加など）を行う。

(改正一覧2頁参照)

#### ウ 変更事項3（削除）<該当調査票：世帯票>

世帯票について、調査事項の一部（「水洗式トイレの有無」等）を削除する。

(改正一覧2頁参照)

### ② 選択肢に係る変更

#### ア 変更事項1（新設）<該当調査票：年収・貯蓄等調査票，世帯票>

年収・貯蓄等調査票及び世帯票の調査事項について、選択肢を新たに一部追加（「就業」、「非就業」の別）等）する。

(改正一覧3頁参照)

**イ 変更事項 2 (分割) <該当調査票：家計簿 A, B, 耐久財等調査票, 世帯票>**

家計簿 (A, B), 耐久財等調査票及び世帯票の調査事項について, 選択肢を一部分割 (「大学等」を「短大・高専」と「大学」に分割する等) する。

(改正一覽 3, 4 頁参照)

**ウ 変更事項 3 (統合) <該当調査票：耐久財等調査票, 世帯票>**

耐久財等調査票及び世帯票について, 選択肢を一部統合 (「ゴルフ会員権」とこれ以外の会員権を「会員権」に統合する等) する。

(改正一覽 4 頁参照)

**エ 変更事項 4 (変更) <該当調査票：世帯票>**

世帯票について, 住んでいる共同住宅の階数を把握する選択肢を, 選択方式から記述方式に変更する。

(改正一覽 5 頁参照)

**③ その他の変更 <該当調査票：家計簿 A, B, C, 世帯票, 耐久財等調査票, 年収・貯蓄等調査票, 個人収支簿>**

調査票について, 一部変更を行う。

(改正一覽 5 ~ 8 頁参照)

**(3) 報告を求める者の変更**

調査員の負担の軽減を図ることにより, 調査依頼及び記入指導を短期間で確実にを行い, もって, 調査の精度向上に資するため, 甲調査における 1 調査単位区 (注) から抽出する 2 人以上の世帯を 12 世帯から 11 世帯に変更するとともに, 単身世帯を 0 ~ 2 世帯から 1 世帯に変更する。

なお, 前回調査と同程度の調査対象数を維持するため, 1 調査単位区当たりの世帯数を削減することに伴って, 調査単位区数を増加させる。

(注) 調査単位区は, 国勢調査調査区の 2 調査区をもって 1 調査単位区としており, 1 人の調査員が 1 調査単位区を担当することとなっている。

(論点)

a 甲調査における 1 調査単位区当たりの 2 人以上の世帯数を, 12 世帯から 11 世帯に変更することにより, 調査員事務において, どのような効果が期待できるか。

<回答>

1 調査単位区当たりの 2 人以上の世帯数を 12 世帯から 11 世帯に変更することで, 調査員の事務負担を約 1 割軽減し, 調査依頼及び記入指導を前回よりも効果的かつ効率的に行うことが期待できる。

(論点)

b 甲調査における 1 調査単位区当たりの単身世帯数を, 0 ~ 2 世帯から 1 世帯に変更することにより, 調査員事務において, どのような効果が期待できるか。

<回答>

単身世帯については, 調査員が世帯に面接することが困難であり, 2 世帯を受け持つ

た調査員の負担が重くなっていた。そのため、1調査単位区当たりの単身世帯数を0～2世帯から1世帯に変更することで、調査単位区（調査員）ごとの事務負担を平準化するとともに、等しく1世帯ずつ受け持つことで、単身世帯全体の調査世帯数の確保が期待できる。

#### (4) 調査方法の変更

調査員等による審査を省力化し、もって調査の一層の合理化を図るため、また、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）において、統計データについては、オンライン調査の徹底について推進を図るとされていることを踏まえ、甲調査について、平成21年調査では一部地域で実施したオンラインによる回答方式を、今回の調査においては、全調査単位区に拡大して実施する。

(論点)

a 調査方法の変更は、どのような内容及び理由により行われるものか。

<回答>

「調査方法」については、オンラインによる回答方式を全調査単位区に拡大して実施するよう変更する。これにより、報告者の利便性の向上を図るとともに、調査員事務における調査票の回収・審査事務、地方公共団体の調査票審査事務の省力化が期待でき、オンラインによる回答が増えるほど、調査事務全体の合理化が見込まれる。

なお、前回調査におけるオンラインによる回答と紙の調査票による回答を比較すると、家計簿の1世帯当たり記入行数は同程度であった。

【参考】家計簿の1世帯当たりの1か月平均記入行数（平成21年）

オンラインによる回答 287.8行

紙の調査票による回答 286.9行

## 2 前回（平成21年）答申等における今後の課題への対応

本調査については、統計委員会諮問第11号の答申（平成21年1月19日付け府統委第5号）において、的確な統計整備、円滑な調査の実施等を図る観点から、論点に記載の点が今後の課題とされていることから、課題に対する調査実施者における対応状況及び検討状況並びに今回の変更内容の必要性及び妥当性について検討する必要がある。

（なお、下記課題アbについては、「平成24年度統計法施行状況報告」（平成25年6月21日）において「実施済」とされており、これについて、統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合において「実施済」は妥当と整理され、この点については、平成25年9月27日開催の第68回統計委員会においてその旨了承されていることから、審議の対象とはしない。）。

統計委員会諮問第11号の答申（平成21年1月19日付け府統委第5号）における指摘

○ 全国消費実態調査について、よりの確に家計の実態を把握する等の観点から、今後、地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意しつつ、以下の課題について見直しを進める必要がある。

ア 家計の個計化の進展を踏まえ、よりの確に家計の実態を把握する観点から、次

のような検討を行う必要がある。

a 甲調査の「年収・貯蓄等調査票」について、資産の個計化を捉えるため、貯蓄現在高を世帯員別に把握することの可否。

b 現在、家計調査の終了世帯を対象に実施している乙調査（個人収支簿）について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する答申（平成 20 年 12 月統計委員会）（以下「基本計画答申」という。）において、「家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。」（平成 23 年中に結論を得る。）との指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえた本調査の在り方。

イ 家族の形態が多様化している状況を踏まえ、甲調査の「世帯票」について、「(16) その他の人の場合」に「世帯主との続柄」を追加することなどにより、非同居の家族を含めた多様な家族類型別集計を行い、公表することを検討する必要がある。

ウ 甲調査の「世帯票」において、住宅に関する事項を把握しているが、住宅・土地統計調査、国勢調査等においてもほぼ同様な調査事項が盛り込まれており、所要の調整を検討することが必要となっている。これについては、基本計画答申において、「住宅・土地に関する統計体系について検討する。」（平成 25 年調査の企画時期までに結論を得る。）との指摘が行われていることから、この検討状況を踏まえつつ、対応を図る必要がある。

エ 家計資産を的確に把握する観点から、次のような検討を行う必要がある。

a 甲調査の「年収・貯蓄等調査票」において、株式を国内、国外別に把握することの可否。

b 現在把握していない「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の世帯の資産について、諸外国の調査事例やその結果表章の状況を踏まえつつ、その把握の可否。

その際、価格評価の方法の検討とともに、どの調査票（耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票）で把握することが適当かについても検討する必要がある。

(論点)

a 上記課題に対して、それぞれどのような検討及び対応を行ったか。また、対応できないものについて、その理由は妥当か。

<回答>

別紙 2 参照。